ハツ第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

住　所：

氏　名：

住　所：

氏　名：

高原町長　高妻　経信　　印

指　導　書

　貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法第10条の８第１項の規定に違反していますので厳重に注意します。今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。

　なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

～ 参考 ～

森林法　第10条の８第1項

（伐採及び伐採後の造林の届出）

　森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の２の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

森林法　第208条

次のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一　第10条の８第１項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者。

森林法施行規則　第９条

（伐採及び伐採後の造林の届出）

　法第10条の８第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

（文書取扱　高原町農政林務課）